

平成十八年十一月九日提出
質問第一四五号

外務省が保管するワインに関する再質問主意書

提出者 鈴木宗男

外務省が保管するワインに関する再質問主意書

「前回答弁書」（内閣衆質一六五第一一号）を踏まえ、追加質問する。

一 現在、外務省が保管する約八千本のワインについて、取得後比較的速やかに供用することを通例とするものの本数を明らかにされたい。

二 外務省が保管するワインの中で、取得後比較的速やかに供用することを通例としないワインについては、物品管理法第三十六条及び物品管理法施行令第四十二条の規定に基づき、物品管理簿等必要な帳簿を備え、必要な事項を記載または記録しているか。

右質問する。